

特定非営利活動法人さしまサポートセンター

2019年度臨時総会

議案書

<議事>

第一号議案 定款変更について

第二号議案 役員増員について

第三号議案 2020年度及び2021年度事業計画について

2019年12月21日(土) 午後4時

ソレイユプラザなごや・研修室

# 第1号議案 定款変更について

特定非営利活動法人さしまサポートセンター第49条に基づき、定款を次の通り変更する。

## 1. 変更の内容及び理由

### (1) 活動の目的の変更（第5条）

来年度から実施する予定のグループホーム運営事業について定款で明記するとともに、既に実施している子どもの健全育成を図る事業（中学生・高校生に対する学習支援事業および居場所づくり事業）についても定款で明記する。

### (2) 理事長職務の変更（第14条第1項）

現行の定款では、理事全員が法人を代表することとなっていることから、理事全員を法務局に登記する必要があり、理事改選の都度、全理事の登記を行わねばならず、事務が煩雑であった。理事長のみに代表権を限定することで、当該事務業務の軽減を図る。

### (3) 任期満了時に後任役員が選任されていない場合の役員任期規定の変更（第15条第3項）

現行の定款では、役員任期の伸長は可能でも短縮は不可能であるとされている。このような状況下では、役員改選を伴う総会開催日が後ろにずれると、そこで選任された理事の任期は2年後の総会までではなく、2年後の応当日（2年前に選任した=総会を開催した日）までが任期となってしまう。したがって、2年後の改選時に前回選任時より前の日付に総会を開催すると、総会当日に理事の任期が始まらない。そのため、総会直後に理事会を開いて理事長を決めることができなくなってしまう。（総会で選んだ新しい理事は、まだ理事の任期が来ていないため。）改定により、理事の任期は「総会～総会」となるため、正確な任期を気にせず総会日程を設定できる。理事を選任した総会当日にその理事の任期が始まるので、総会直後に理事会を開いて新しい理事長を選任できる。

### (4) 議事録署名方法の変更（第30条第2項）

議事録署名人の記名・押印でも可とすることで、議事録作成業務の効率化を図る。

## 2. 施行日

認証を受けた日

### 3. 新旧対照表

条項	現行	改定案
第 5 条	<p>この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>1) 特定非営利活動に係る事業            ① 生活・医療相談事業            ② 地域生活支援・居場所づくり事業            ③ 就労支援事業            ④ 居住支援活動事業            ⑤ 啓発・啓蒙事業            ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>1) 特定非営利活動に係る事業            ① 生活・医療相談事業            ② 地域生活支援・居場所づくり事業            ③ 就労支援事業            ④ 居住支援活動事業            ⑤ 啓発・啓蒙事業            ⑥ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</u>            ⑦ <u>子どもの健全育成を図るための事業</u>            ⑧ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
第 14 条 第 1 項	理事長は、この法人の業務を総理する。	理事長は、 <u>この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u>
第 15 条 第 3 項	役員は前 2 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。	役員は前 2 項の規定にかかわらず、 <u>任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。</u>
第 30 条 第 2 項	議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。	議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

以上

#### (参考) 関連する定款の規定

- ・第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第2号議案 役員増員について

### 1. 増員の理由

当法人の理事は、活動に参加するメンバーと外部の有識者によって構成されるが、これまでの役員改選時の辞退等により、前者の理事が不足しているため、補充する必要が生じていた。また、当法人の監事は、以前に務めていた方が辞退されてから1名体制が続いており、監査事務の負担軽減などを諮る必要が生じていた。

以上のことから、特定非営利活動法人ささしまサポートセンター定款第13条第2項に基づき、以下の者を役員として選任する。

### 2. 役員として選任する者の氏名

(1)理事 渡邊 貴博

(2)監事 早川 純午

### 3. 任期

定款第15条第2項に基づき、2021年6月15日までとする。

以上

#### (参考1) 関連する定款の規定

- ・第13条 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上 12人以下
  - (2) 監事 1人以上 2人以下
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- ・第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 欠員のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

#### (参考2) 現任役員一覧

- ・理事：森亮太、山田壮志郎、薩川絹、宇佐美久実子、吉住隆弘、岩田圭司、森弘典、小森晴夫、犬飼知己、阿部太郎
- ・監事：佐藤由美

(任期：2021年6月15日まで)

## **第3号議案 2020年度及び2021年度事業計画について**

### **1. 提案の理由**

障害者総合支援法に基づくグループホーム事業を開設するためには、開始後2年分の事業計画を所轄庁に提出する必要がある。そのため、通常総会を待たずに、2020年度及び2021年度の事業計画を決定する。

### **2. 提案の内容**

別紙の通り。

以上